

はじめまして。
僕の名前は「なごワン」。
消費生活Q&Aを紹介するワン。



消費生活Q&A

Q  (安 しん子ちゃん)

なごワン、和水町役場に平成28年1月から消費生活相談員が配置されたと聞いたけど、どんな相談をしていいの？

A  (なごワン)

消費生活相談員は、消費者が消費者被害にあった場合、事業者との間に入って問題解決のための助言やお手伝いをしてくれるんだワン。

- ① 契約や取引に関するトラブルが発生したとき
- ② 商品の使用による事故が発生したとき
- ③ 商品やサービスに疑問を感じたとき
- ④ 借金で困っているとき

Q  (安 しん子ちゃん)

へえ～、そうなんだね。ちなみに、相談は本人じゃなくてもできるの？それから、相談するときに必要なものがあるのかな？

A  (なごワン)

問題解決には正確な聴き取りが必要だから、本人が直接相談に来た方がいいワン。もし、未成年者や判断力が不十分な高齢者等、本人が相談することが困難な場合は、家族や周囲の人ができるだけ詳しい状況を把握してから相談するといいワン。

それから、関係書類等がある場合は、それらを用意して相談するといいワン。心配なときは悩まず相談することが大事だワン。